

6-1. 成績の評価

※学則より

(単位の授与)

第 27 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 28 条 学習の評価は S、A、B、C および F をもって表し、S、A、B および C を合格とする。

(その他)

第 29 条 試験および評価に関する事項は別に定める。

○長岡崇徳大学単位の授与及び試験に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡崇徳大学学則（以下「学則」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、単位の授与及び試験について必要な事項を定めるものとする。

(単位の授与)

第2条 授業科目を履修した学生に対し、試験の上、第5条に規定する成績の評価に基づき、単位を授与する。

(試験)

第3条 試験は、期間を定めて実施する定期試験、レポート、その他の方法により実施する。ただし臨時に試験を行うことがある。

(定期試験)

第4条 定期試験とは、各学期末に実施する試験をいう。

2 試験時間等については、原則として試験開始日の7日前までに、受験者に別途通知する。

(受験資格)

第5条 試験を受けるためには、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 学費が納入されていること。ただし、納入の状況によっては受験を許可することがある。
- (2) 履修科目が登録されていること。
- (3) 履修科目の授業時間数の3分の2以上出席していること。
- (4) 学外実習科目においても、その実習期間における出席すべき時間数の3分の2以上出席していること。
- (5) 学生証の所持。

2 試験当日、学生証を忘れた者については、「仮学生証」（様式1）による受験を認める。仮学生証（発行当日のみ有効）の交付を受けようとする者は、「仮学生証発行申請書」（様式2）に発行手数料を添えて、教務・学生課に申請しなければならない。

3 休学中は試験を受けることができない。

(成績評価)

第6条 各授業科目の学習の評価と単位の認定は、筆記試験、レポート、実技試験などにより行う。

2 成績の評価は学則第28条に基づき、次のとおりとする。ただし、成績評価の対象とならない授業科目の成績表示はXとし、既修得単位の認定がなされた授業科目の成績表示はNとする。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	F
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

(総合成績評価)

第7条 前条の成績評価に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

2 成績評価に対するGPは、次のとおりとする。

判定	合格				不合格	評価なし	認定
評価	S	A	B	C	F	X	N
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0	—

3 GPAは、学期毎に以下の計算式によって算出する。

GPA

$$= \frac{\text{(履修登録した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{(履修登録した授業科目の単位数 (不合格(F)及び評価なし(X)の単位数を含む。))の総和}}$$

※小数点第3位四捨五入

4 GPAは、学期毎に履修登録した授業科目を対象として算出されたGPA（「学期GPA」という。）及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出されたGPA（「通算GPA」という。）の2種類とする。

5 長岡崇徳大学入学者の既修得単位の取扱いに関する規程第5条により認定した既修得単位は、GPに反映されない。

(追試験)

第8条 疾病、その他やむを得ない事由により試験を欠席した者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

事由	証明書
① 病気、ケガ等	医師の診断書又は入院証明書
② 災害、事故等	災害、事故等を証明するもの
③ 公共交通機関の遅延又は予定外の運休	最寄り駅の証明書
④ 一親等、二親等の親族、本人の配偶者及び同居の親族の忌引き	会葬状又はこれに準ずるもの

⑤ 就職試験（内定式等を含む。）、インターンシップ、進学試験	教務・学生課長の確認書
⑥ 本学の部、会、愛好団体としての活動 （公式試合若しくはそれに準ずるもの。）	部活動等指導者の確認書
⑦ インフルエンザ等出校停止	感染症登校許可証明書
⑧ その他学部長が認めたやむを得ない事由	正当な事由を証明するもの

- 2 前項の追試験を受けようとする者は、指定された期日までに、「定期試験の欠席届」（様式3）に欠席した証明書（又は理由書）を添えて追試験の申し込みをしなければならない。
- 3 追試験の受験を許可された者は、「追・再試験受験申込書」（様式4）に追試験料を添えて教務・学生課に提出し、「追・再試験受験票」（様式5）の交付を受けるものとする。
- 4 追試験の成績評価は、80点（A）を上限とする。
- 5 追試験の受験は、原則1科目について1回限りとする。
- 6 追試験の再試験は行わないものとする。

（再試験）

第9条 試験（前条に規定する追試験を除く。）を受験して不合格となった者は、その科目について1回に限り再試験を受けることができる。

- 2 前項の再試験を受けようとする者は、指定された期日までに、「追・再試験受験申込書」（様式4）に再試験料を添えて教務・学生課に提出しなければならない。
- 3 再試験の成績評価は、60点（C）を上限とする。

（不正行為）

第10条 試験において不正行為をしたときは、学則第51条の規定に基づいて懲戒とする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月9日から施行する。

様式 1

仮学生証

年 月 日

学籍番号

氏名

様式 2

仮学生証発行申請書

年 月 日

学籍番号

氏名

理由：

様式 3

定期試験の欠席届

年 月 日

学籍番号

氏名

理由：

様式 4

追・再試験受験申込書

年 月 日

学籍番号

氏名

受験科目： _____

様式 5

追・再試験受験票

年 月 日

学籍番号

氏名

受験科目： _____

試験の日時： _____